

日本大学生物資源科学部における海外学術交流協定校との
交換留学により履修した授業科目の単位認定に関する取扱

平成 16 年 4 月 15 日制定
平成 16 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 2 月 21 日改正
平成 29 年 4 月 1 日施行

生物資源科学部の学生が海外学術交流協定校との交換留学により履修した授業科目の単位の認定に関して、次のとおり取り扱う。

- 1 単位の認定を希望する学生は、単位認定の申請書類に海外学術交流協定校から発行された証明書、授業の内容及び時間数等を示す書類を添えて、所属学科の留学 WG 担当教員及び学科主任の許可を得て、所定の期日までに教務課に申請しなければならない。申請があった場合は、単位認定の可否を学務委員会及び教授会の議を経て、学部長が決定する。
- 2 認定する単位数は、他学科設置科目及び他学部設置科目等の履修による単位を含め、30 単位を上限とし、認定された授業科目の単位履修票及び成績証明書等の成績の表記は、認定した科目の成績欄に「N」をもって表す。
- 3 単位認定の対象授業科目は下表のとおりとする。

(表)

留学時の修得単位	単位認定対象科目
語学学校の授業科目	①教養教育科目の言語系科目 ②基礎専門科目「海外フィールド実習」 ③専門教育科目の言語系科目
学部の授業科目	①教養教育科目 ②基礎専門科目の「海外フィールド実習」 ③専門教育科目（所属学科のみ）

附 則

- 1 この取扱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「留学 WG 担当教員」については「日本大学生物資源科学部における「日本大学に認定留学制度」に関する取扱い」に定める。
- 3 生物資源科学部の覚書に基づく交換留学による単位認定に関する取扱は、本取扱に準ずるものとする。